

協働によるまちづくりの推進

- まちづくりの役割分担と相互支援 小城市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像及び全体構想を実現していくために、住民、行政、企業等が将来目標を共有し、各々が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働」によるまちづくりを推進していきます。
- 協働のまちづくり制度の活用 地区計画の申し出制度や都市計画の提案制度を活用しながら、積極的に住民参加のまちづくりを推進していくために、行政は必要な情報の提供に努めるとともに、条例の整備など仕組みを整えます。
住民等は、制度の目的や趣旨を十分に理解し、都市計画への積極的な参加と協力のもとにまちづくりを推進していくことが求められます。
- 協働のまちづくりの推進 協働のまちづくりの推進のため、行政は積極的な情報提供と認識の共有、まちづくりリーダーの育成、まちづくり活動の支援等を行い、住民は熟度に応じて主体的にまちづくりに取り組みます。

実現化の方策

- 都市計画区域の変更 本市では、小城地区に『小城都市計画区域』が、また牛津地区に『牛津都市計画区域』がそれぞれ指定されていますが、一体の都市としてバランスの取れた発展と保全を実現していくために、都市計画区域の一体化や都市計画区域の拡大など、適切な区域の指定に向けた変更を検討していきます。
- 都市計画の決定・変更 都市計画マスタープランで定めた方針に従って多様な都市計画の制度・事業を活用・実施していくために、法に基づいた都市計画の決定手続きを行います。また都市計画決定されたものにあっても、社会・経済情勢等の変化を見据えて、適宜見直し・変更を行います。
- 法に基づく規制・誘導制度 地域地区、地区計画、建築協定、開発許可制度などの法に基づく各種の制度を活用し、将来都市像の実現を目指します。
また景観行政団体となり、景観計画を策定することによって、良好な都市や農山漁村部の景観の維持・創出を図っていくこととします。
- 自主的なルールづくり 住民が自分たちのまちづくりのためにつくる“まちづくり憲章”や“まちづくり協定”など、自主的なルールを定めることができ、行政においては、これらのルールづくりの促進に向けて、情報提供やアドバイスなど支援を行います。
- 住民と行政の協働による事業 公共施設はみんなの財産であるという考え方のもとに、維持管理を住民や企業などのボランティア活動により運営していくことが全国的に活発になってきており、本市においても、道路や公園を“子ども”に見立て、地域住民や地元企業などに“親代わり”になって清掃活動や緑化活動をしていただく「アドプトプログラム」(里親制度)の導入を検討します。

都市計画マスタープランの管理と継続的改善

本市の今後のまちづくりは、この都市計画マスタープランの方針に基づき、各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなりますが、進捗状況を定期的に整理し、計画の適切な管理を行っていく必要があります。
また都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、法制度等の改正など社会経済情勢の変化や、住民の意向等をふまえて適宜見直しを行う必要があります。
さらに、課題への対応策の評価や、新たに生じた課題を整理し、計画へフィードバックすることで、計画を継続的に改善・育成していくことも大切です。

【小城市都市計画マスタープランに対するお問い合わせは】

小城市役所 まちづくり推進課 電話 63-8826 ファックス 63-8828
〒849-0314 佐賀県小城市芦刈町三王崎 346 番地 2

小城市都市計画マスタープラン

を策定しました。

都市計画マスタープランとは、住民に最も近い自治体である市町村が、住民の意見を取り入れながら定める都市計画に関する基本的な方針のことです。

小城市では、平成 19 年 3 月に策定したまちづくりの総合的な指針である『小城市総合計画』をもとに、市民アンケートや策定検討委員会、小城市都市計画審議会によるご意見を参考に検討を進め、平成 20 年 8 月に『小城市都市計画マスタープラン』を策定しました。

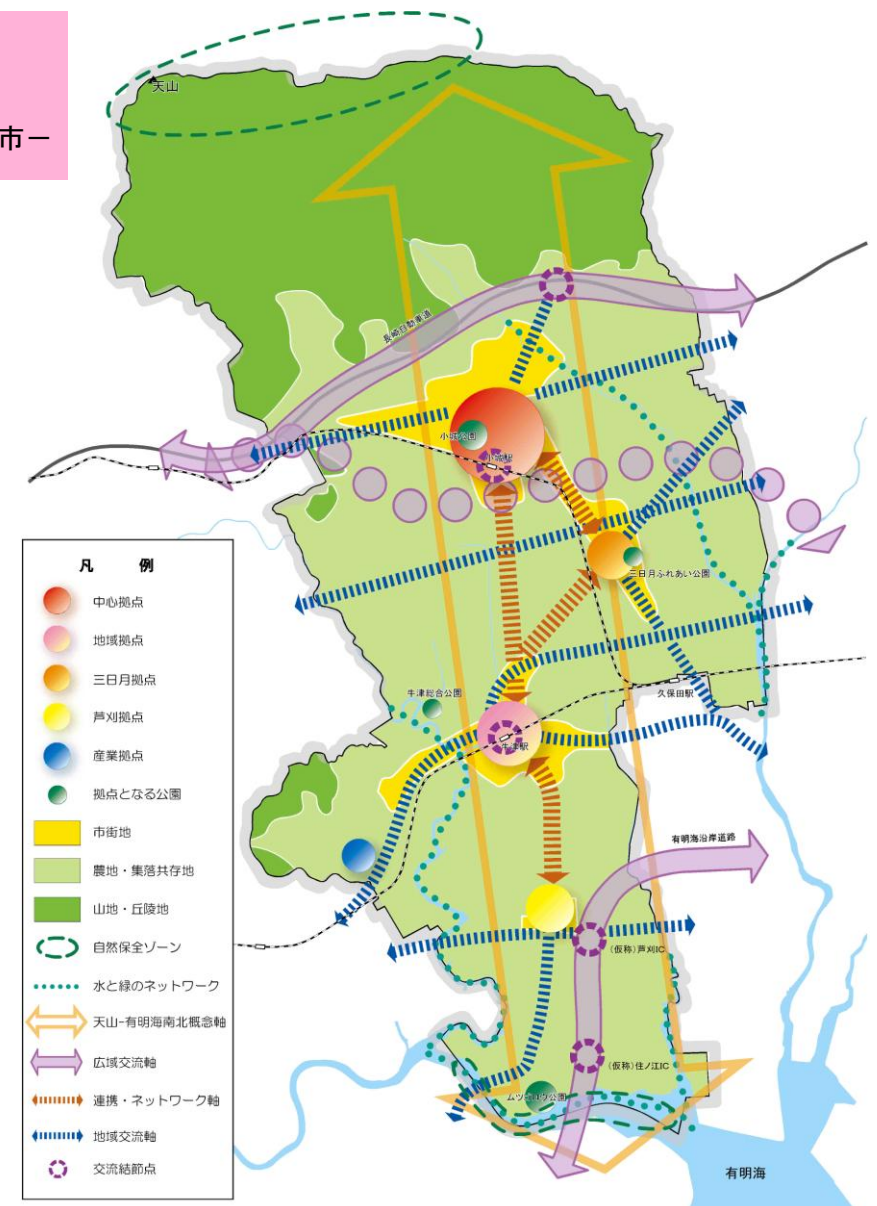
今後は、定められた方針に従って具体的な計画、事業化を行いまち（都市）づくりを推進していくこととなります。

まちづくりの目標

将来都市像

薫風新都
—やまとうみやみ織りなす—
生活創造都市・小城市—

将来都市構造図



まちづくりの基本方針

- ◆一体性のあるまちとしての骨格の形成
- ◆安全で健やかな暮らしを支える環境の整備
- ◆拠点地区充実型の都市形成の推進
- ◆産業活動や地域の交流を支える交通体系の整備
- ◆地域の資源を活かしたまちの魅力の醸成と景観形成
- ◆恵まれた自然環境・田園環境の保全と活用
- ◆市民主体のまちづくりの推進

目標年次・目標人口

- ◆目標年次は、平成 37 年とします。
- ◆目標人口は、47,200 人とします。(平成 17 年住民基本台帳人口 47,080 人)

土地利用・拠点地区形成の方針

● 拠点地区の充実及び連携・ネットワーク型のまちの形成

環境負荷の抑制や効率的な社会資本投資を可能とするために、中心拠点、地域拠点、三日月拠点、芦刈拠点に生活に必要な都市の機能が集積し、充実した拠点地区の形成や市街地の拡散防止による集約化を図ります。また、農林漁業集落地の生活環境の保全と地域コミュニティの活力維持に努めながら、各拠点地区が相互連携・補完するネットワーク型のまちの形成を図ります。

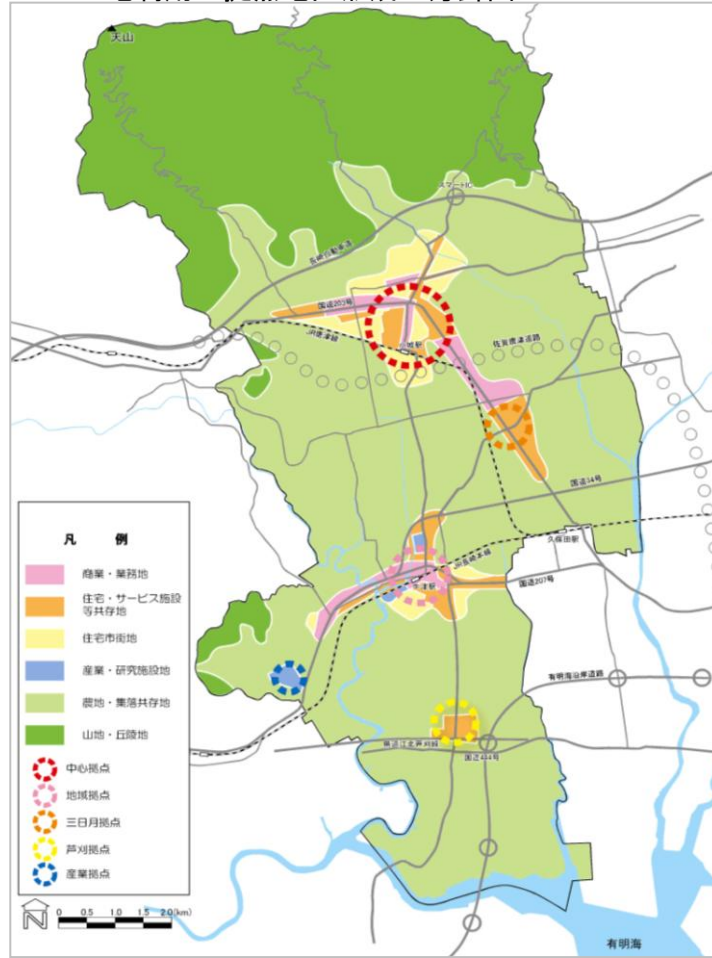
● 適正な土地利用の誘導による暮らしやすいまちの形成

都市計画区域の一体化・拡大と併せて用途地域の指定も検討し、住・商・工の用途の適正な配置による土地利用の誘導を図り、住みやすい住環境や活力ある産業の発展など、暮らしやすいまちの形成を目指します。

● 豊かな田園環境・自然環境の保全と活用

本市が有する広大な農地と田園環境、北部の山地・丘陵地、祇園川や晴気川、牛津川などの水と緑、有明海の干潟などの豊かな自然環境は、良好な都市環境を形成する要素であることはもとより、重要な産業基盤でもあることから、これらを保全するとともに、レクリエーションや観光資源としての活用を図ります。

■ 土地利用・拠点地区形成の方針図



自然的環境の整備・保全の方針

● 自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成

市街地を見下ろす天山山系の山々、祇園川や晴気川、牛津江川、牛津川などの河川、有明海の干潟については、都市の環境を維持する重要な要素であることから、積極的に保全を図ります。また、河川敷の緑や有明海の干潟の連続性を活かした水と緑のネットワークの形成を図ります。

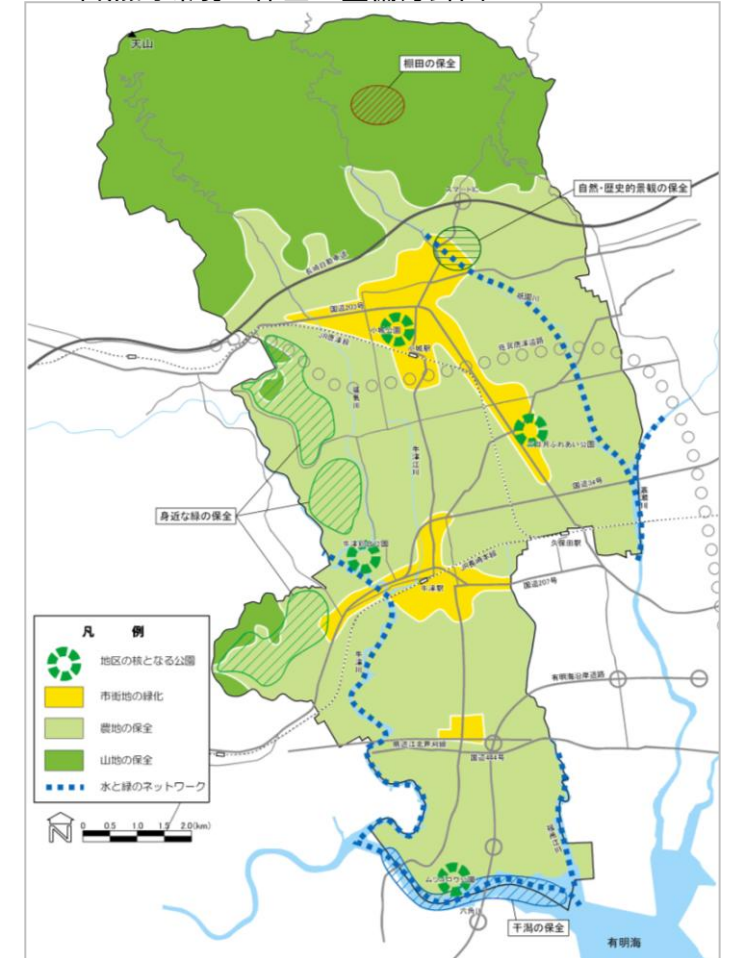
● 田園環境の保全と市街地内緑化の推進

小城市を特徴づける広大で優良な農地については、原則的に保全を図ることとします。また、市街地部については、公園や緑地の整備と維持、街路樹の整備、敷地の緑化の推進など、緑豊かな街並み形成を図ります。

● 多様なレクリエーション空間の整備

市民の多様なレクリエーションに応えるため、小公園をはじめとする地区の核となる公園の整備を推進するとともに、山地や河川、干潟などの豊かな自然を活用します。

■ 自然的環境の保全・整備方針図



交通体系の整備方針

● 本市の一体性を強化する交通ネットワークの構築

一体の都市としての骨格づくりと発展を支えることを目指して、市中心部の中心性を高め、各拠点地区間の連携を強化するための交通ネットワークの構築を図ります。

● 都市活動を支え都市間連携を強化する交通体系の確立

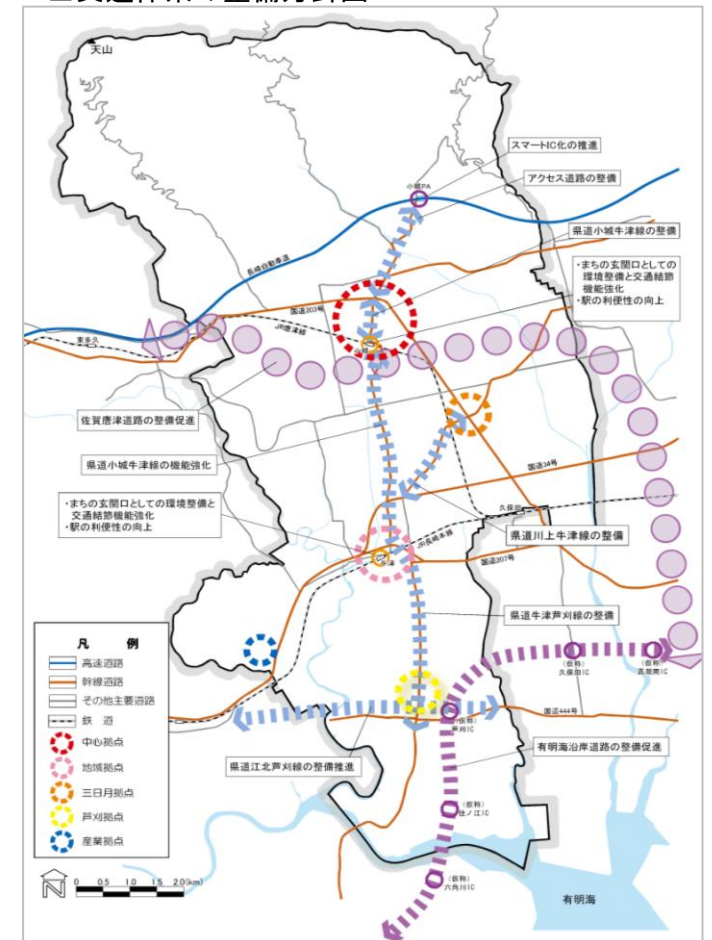
本市の産業活動を支え、また日常生活の多くが密接に関係する佐賀市との連携を強化するため、広域幹線道路の整備を促進するとともに、相乗的に整備効果を発揮する総合的な交通体系の確立を図ります。

● 公共交通等の利便性の向上と利用促進

移動手段である自家用車への過度な依存から、公共交通を含めた適切な利用形態に移行するため、鉄道やバスの運行ルートの変更や連携を向上するとともに、交通結節拠点等の整備や拠点地区間のネットワークの構築を行い、公共交通施設の利便性向上と利用促進を図ります。

また、市街地や集落地などの生活エリアにおいて、歩行者や自転車、車椅子等により安全に移動することができる空間づくりを進めます。

■ 交通体系の整備方針図



都市環境・景観形成の方針

● 協働による快適で環境負荷の少ないまちの形成

行政・市民・事業者の協働により、事業活動や市民の日常生活等における廃棄物の発生抑制やリサイクル活動、緑や水質の保全、自家用車の過度な依存を避けるなど、快適で環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

● 歴史を活かした落ち着いたきと風格ある街並みの形成

城下町や宿場町の歴史的な通りや建造物等を守り活かし、住む人が誇りに思え、人々が訪れたい落ち着いたきと風格ある街並みづくりを推進します。

● 緑豊かでうまいのあるまちの形成

水と緑からなる豊かな自然や田園を活かし、生活にゆとりとうまいある都市空間の形成を図るとともに、郷土の美しい都市・自然景観の保全・形成を推進します。

安全・安心なまちづくりの方針

● 災害が起こりにくい・災害に強いまちの形成

大雨などによる土砂災害や河川氾濫などの自然災害の発生を抑制するための事業の推進や、保水機能を有する森林の保全を図るとともに、災害が発生した場合の避難や救助活動を確実にするなど、災害に強いまちの形成を図ります。

● 地域力による防災・防犯の推進

災害発生時の初動や情報の伝達、避難の際には地域住民による協力体制が極めて重要であり、また日常的な地域の見回りや声かけ活動などは、災害や犯罪の発生を抑止に有効であることから、地域のコミュニティの維持と強化を支援し、自助・共助・公助の役割による地域防災力を高めます。

● 全ての人々が安心して住み続けられるシステムの確立

子育て世代から高齢者、障害者など全ての人々が安心して住み続けることができるよう、福祉施設の充実や施設との移動手段の確保、公共施設のユニバーサルデザイン化などを進めます。